社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会身体拘束等の適正化のための指針

1 理念

正当な理由なく利用者の身体を拘束することは、利用者に対する重篤な権利 侵害であり様々な弊害をもたらす行為であるとの認識を共有し、利用者の状態 に合わせて拘束を必要としない支援を工夫することにより、身体拘束ゼロに向 けて支援の向上に努めるものとする。

2 身体拘束の定義

身体拘束とは、利用者の意思に反して、身体または衣服に触れる何らかの用具を使用して一時的に当該利用者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

身体拘束禁止の対象となる具体的な行為は、次のとおりである。

- (1)胸・腰ベルト、股ベルト、紐、車椅子テーブル等で車椅子に体幹や手足等 を固定すること
- (2) 紐等でベッドに体幹や手足等を固定すること
- (3) ベッドから降りられないように、壁、柵(サイドレール)等で塞ぐこと
- (4) 居室等の出入り口を施錠、その他の用具等を用いて出入りできないよう にすること
- (5) 車椅子等移動手段を遠ざけるなど自力で使用できないようにすること
- (6) 利用者の意思に反する車椅子乗車や移送をすること
- (7) 威圧的な態度・命令口調・言葉掛けによって利用者の行動を制限すること
- (8) 手指の機能を制限するミトン型手袋を使用したり、自身で着脱困難な抑制 服(つなぎ服) を使用したりすること
- (9) 向精神薬等の過剰な使用により、行動を制限すること
- (10) その他、何らかの形態を用いて行動を制限すること

3 身体拘束廃止に向けた基本方針

(1) 基本方針

身体拘束、その他利用者の意思に反して行動を制限する行為を原則禁止する。 利用者の行動面での課題解決に向けては、行動上の要因の分析に基づいた 支援計画を策定するなどし、身体拘束以外の方法を選択するものとする。

(2) 職員の青務

すべての職員が身体拘束の弊害を理解し、拘束の廃止に向けた意識を持って 支援にあたるものとする。

身体的弊害:身体的機能の低下(関節拘縮、全身の筋力低下、褥瘡発生、

心肺機能低下)、食欲の低下、感染症への抵抗力の低下、

拘束されることによる転倒や窒息等の事故など

精神的弊害:利用者の精神的苦痛(不安、怒り、屈辱、あきらめ等)、

家族の精神的苦痛(後悔、罪悪感等)、支援スタッフの精神的

荒廃(あきらめ、士気の低下等)

社会的弊害:利用施設に対する社会的不信、偏見等

(3) 緊急かつやむを得ず身体拘束を行う場合

<身体拘束の適応基準>のいずれかに該当し、緊急かつやむを得ず身体拘束を行う場合は、虐待防止委員会を中心に、身体拘束による身体的、精神的、社会的弊害を踏まえた十分な検討を行い、<緊急かつやむを得ない場合の3要件>をすべて満たしていると判断された場合にのみ、利用者本人及び家族への説明・同意を得て行うものとする。</p>

<緊急かつやむを得ない場合の3要件>

- ① 切迫性:利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性:あらゆる支援の工夫のみでは対処できず、身体拘束を行う以外に代替する方法がないこと
- ③ 一時性:身体拘束は一時的なものであること

<身体拘束の適応基準>

- ① 転倒・転落などの危険性が高いと判断した場合
- ② 自傷、他人に損害を与える危険性がある場合
- ③ 皮膚の掻痒や病的反射などがあり、自分の意思では体動を抑えられない場合
- ④ 治療上必要な体位が保てない場合

4 身体拘束の除外

形態上は身体拘束として見られるが、該当しないものとして以下の3点が 挙げられる。ただし、いずれの場合も必要最小限の制限に留めることとする。

- (1)利用者本人またはその家族からの希望があり、その理由が一般通念上妥当 であると判断される制限
- (2) 医師の意見書又は診断書に基づき製作・使用されている補装具に付属する胸・腰ベルト、股ベルト、車椅子テーブルなどで体幹や手足などを固定する場合(ただし、付属するものであってもそれを使用したまま長時間放置することは身体拘束の除外には該当しない)
- (3) 安全管理上(危険回避)の理由による制限

5 身体拘束適正化推進のための体制

虐待防止委員会を軸に、身体拘束の適正化を図っていく。

委員会の設置・運営については「虐待防止委員会設置要綱」にて定めるものと する。

6 身体拘束廃止に向けた職員教育・研修

身体拘束の廃止と人権を尊重した支援の励行を推進するため、所属するすべての職員に対して職員教育・研修を行う。

7 緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 要件の確認

利用者本人の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を踏まえ虐待防止委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束を実施するが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し、解除へ向けて取り組む。

(2) 記録等

緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に利用者本人及び家族等へ説明し、書面で確認を得る。

- ア 拘束が必要となる理由(個別の状況)
- イ 拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ウ 拘束の時間帯及び時間
- エ 特記すべき心身の状況
- オ 拘束開始及び解除の予定

(3)報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の 実施状況や利用者の日々の態様を記録し、虐待防止委員会で拘束解除に向け た確認(3要件の具体的な再検討)を行う。

(4)解除

拘束解除に向けた確認の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、虐待防止委員会で検討の上、速やかに解除する。また解除にあたっては、その旨を利用者本人及び家族に報告する。

8 利用者等による本指針の閲覧

本指針は全ての職員で共有するほか、利用者やその家族が閲覧できるよう所内に掲示し、またホームページで公表することとする。

令和4年4月1日制定